

古物商特例と国税庁及び警察庁への確認を踏まえた賞品買取法人等の対応

インボイス制度

- ・ 令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、原則として、帳簿と適格請求書などの請求書の保存が仕入税額控除の要件となる。

遊技客

賞品買取所

- ・ 賞品買取所では、遊技客は適格請求書を発行できないので、金商品（特殊景品）を問屋に売却する際の売上げ消費税（仮受）から、遊技客から買取った際の消費税（仮払い）を控除できない。

国税庁への確認結果

【古物商特例】

- ・ 賞品買取所では、古物商の許可を取得すれば古物商特例の適用を受けることができるので、帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能となる。
- ・ 古物商特例では、古物営業法上の古物のほか、古物営業と同等の取引方法により買い受ける古物に準ずる物品の買取りについても対象範囲とされている。
- ・ 遊技景品である金商品（東京）や特殊景品は古物に準ずるものの取扱いとなる。

【一景品一取引の記載方法】

- ・ 一つの遊技景品の買取りが一取引という実務に基づいて帳簿に記載する。その取引額が1万円未満であれば住所氏名の記載は必要ない。

【買取品の名称】

- ・ 金商品や特殊景品は、「遊技景品」とし、括弧書きで大、中、小と区分する。

【買取帳簿の記載項目】（資料1参照）

- ・ 買取り日、買取り者（買取り所名、所在地）、古物商特例対象である旨のほか、買取り品名と買取り額があれば、本件買取りの場合、数量、買取り単価、買取り額小計は不要

※特殊景品は、価格及び汎用性の観点から㈱東和商事提案の「交換所用データロガー」により、必要な買取りデータを記録し、USB等の記録媒体に保存していく方式が最有力である（㈱東和商事資料参照）。なお、グローリーナスカ㈱、㈱マースエンジニアリング、JCMシステムズ㈱においても検討中。

古物営業に関する警察庁への確認結果

- ・ 窃盗等の犯罪の被害や盗品等の処分の実態が認められない賞品買取所については、古物営業の許可を要する者には当たらないが、賞品買取所が新たに商品券等の古物の買取り等を行うのであれば、古物営業の許可を要することとなり、営業所には標識を掲げるなどの古物営業法の義務が課される。
- ・ 賞品買取法人が買取所に①社員を派遣する場合、古物商営業者は賞品買取法人で、古物営業所の管理者は派遣社員となるが、②従業員派遣の斡旋者を介して従業員を派遣する場合、委託を受けて売買取引することは古物営業の一形態であることから、一部であっても業務委託関係があれば、委託を受けた従業員派遣の斡旋者、又は派遣された従業員が古物の許可を取得すべきである（資料2参照）。
- ・ 非対面による古物の買取りは本人確認手続を要するため、賞品買取所で行う遊技客か

らの賞品の買取には適しないことから、対面により行うことになるところ、カメラを通じての確認は相手の真偽が確認できないので、対面とは言えないし、住所、氏名等の記載やタブレット端末への入力についても、面前行うことが要件となっている。

古物営業と同等の取引方法に係る運用方針～国税庁及び警察庁への確認を踏まえた対応案～

- ・ 古物商が古物を買受ける場合の本人確認等は、取引金額が1万円以上である場合に行う必要があり、当該金額未満の取引については、原則として、本人確認等を要しないこととされている(資料3参照)。
- ・ 「古物営業と同等の取引方法」により買受ける遊技景品(準古物)についても、同様の対応をする必要があるところ、取引金額が1万円未満の取引については、当該取引が1万円未満であることを帳簿への記帳等により明確にし、1万円以上の取引を行う場合には、古物営業の許可を受けた営業所により、本人確認等を行う必要がある。
- ・ 賞品買取所別の具体的な運用方法としては、古物営業の許可を取得する主たる賞品買取所では、警察庁から疑義ありとされた業務委託関係や対面による買取について配慮するほか、古物の営業所の届出をすることなく遊技景品の買取を行う買取所では、従業員の配置や対面による取引に準じたカメラによる確認等の以下の各要件を満たす必要がある。

【古物営業の許可を取得する主たる賞品買取所】

- ・ 買取所には雇用関係にある社員を派遣するなど業務委託の疑義が生じないようにすること。
- ・ 景品交換用の小窓口しか設けられていない買取所、デジタルサイネージ導入の買取所及びセルフ式景品交換システム導入の買取所にあつては、接客窓口をガラス張りにし、対面による買取りができる構造に変更すること。

【古物の営業所の届出をすることなく遊技景品の買取を行う買取所】

- ・ 景品交換用の小窓口しか設けられていない買取所、デジタルサイネージ導入の買取所及びセルフ式景品交換システム導入の買取所にあつては、以下の各項目に対応すること。
- ・ 本人確認を要する買取の場合には、古物営業の許可を取得している主たる賞品買取所を案内する。
- ・ 買取所内に従業員を配置する。
- ・ カメラの設置により、遊技客の顔及び手元の景品等を確認する。
- ・ インターフォンにより遊技客とのコミュニケーションが取れる。
- ・ 機器のトラブルには買取所内に配置された従業員が対応する。
- ・ 18歳未満の青少年にはインターフォンにより声掛けをする。

国税庁及び警察庁への確認を踏まえた賞品買取法人の対応

【適格請求書発行事業者の登録】(資料4参照)

- ・ 令和3年10月1日から令和5年3月31日までに所轄税務署長に登録申請書を提出
- ・ e-Taxによる提出(郵送による提出も可能)
- ・ 手数料不要
- ・ 適格請求書発行事業者は、賞品買取法人又は賞品買取の個人事業者

【免税事業者の登録手続】(資料5参照)

- ・ 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、原則として登録申請書に加えて「消費税課税事業者選択届出書」を提出し課税事業者となる必要があるが、経過措置により、一定期間、「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなくても登録を受けることができる。

【古物営業の許可の取得】

- ・ 許可申請書の提出先

- 主たる営業所の管轄警察署(防犯係)に許可申請書を提出
- 手数料 19,000円
- 許可申請書の提出時期
令和5年4月から7月の間の許可申請書の提出が適当か～審査期間(40日)及び許可取得後6か月営業実態がない場合は許可の取消し事由に該当することを考慮
- 取扱う古物の選択
古物営業法施行規則に規定された古物の13区分のいずれかを選択(資料6参照)
賞品買取所の接客窓口の構造、買取った古物の保管場所、不正品発見や真贋鑑定の知識、従業員の業務負担等を考慮し、「金券類」のうち特定の金券類(デパートの商品券など)のみの買取や道具類として極めて限定的な道具だけを取り扱うこととするなどし、かつ、買取価格を下げるなどの対応が必要となろう。
古物商の標識には、金券類の場合「チケット商」、道具類の場合「道具商」と表記(資料7参照)
- 管理者の選任
営業所ごとに1人を選任、営業所に常勤して業務に従事
古物商が自らを管理者に選任することも可能
- 必要書類(資料8参照)
許可申請書(個人と法人あり)
添付書類(警視庁のHP)
【個人許可申請の場合】
 - ① 略歴書(本人と営業所の管理者のものが必要)
 - ② 本籍(外国人の方は国籍等)が記載された住民票の写し(本人と営業所の管理者のものが必要)
 - ③ 誓約書(本人と営業所の管理者のものが必要)個人が兼ねる場合は、管理者用も提出
 - ④ 身分証明書(本人と営業所の管理者のものが必要)
準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書
 - ⑤ URLの使用権限があることを疎明する資料(該当する営業形態のみ必要)
 【法人許可申請の場合】
 - ① 法人の定款
 - ② 法人の登記事項証明書
 - ③ 略歴書(役員全員と営業所の管理者のものが必要)
 - ④ 本籍(外国人の方は国籍等)が記載された住民票の写し(役員全員と営業所の管理者のものが必要)
 - ⑤ 誓約書(役員全員と営業所の管理者のものが必要)役員が管理者を兼ねる場合は、管理者用も提出
 - ⑥ 身分証明書(役員全員と営業所の管理者のものが必要)
個人許可申請の場合と同じ。
 - ⑦ URLの使用権限があることを疎明する資料(該当する営業形態のみ必要)
個人許可申請の場合と同じ。
- 古物営業法上の帳簿の様式(資料9参照)
備付けておくことが必要であるが、古物の買取がなかった場合は、帳簿の記載は必要がない。